

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和5年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 96,481千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 808,612千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国庫支出金	その他		
社会福祉	老人福祉	59,168	0	10,794	48,374	39,000
	障害者福祉	330,652	140,550	79,247	110,855	57,481
合 計		389,820	140,550	90,041	159,229	96,481